

平成 22 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 瀧 上 工 業 株 式 会 社 代表者名 取締役社長 髙 木 録 郎 (コード番号 5918 東証・名証第 2 部) 問合せ先 取締役兼執行役員 管理本部長 村 上 宗 則 (電話番号 052 - 351 - 2211)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成22年5月14日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、平成22年6月29日開催予定の第73回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

- (1) 現在、登記上の本店所在地を東京都中央区湊一丁目9番9号としておりますが、実際の本店業務は名古屋市中川区清川町二丁目一番地所在の名古屋本社で行っておりますので、定款の定めをこれと一致させるべく現行定款第3条の本店所在地を名古屋市に変更し、附則をもって効力発生時期を明確にするものです。
- (2) 公告の迅速化、利便性ならびに公告手続きの効率化のため、現行定款第5条に定める 公告方法を電子公告に変更するものです。併せて、不測の事態が発生した場合に備えて 予備的な公告方法について定めるものです。

## 2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成22年6月29日 定款変更の効力発生日 平成22年6月29日

## 3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します)

変更の内容は次のとおりであります。	(下線は変更部分を示します)
現 行 定 款	変更案
第1章 総則 第1条~第2条 (条文省略)	第1章 総則 第1条~第2条 (現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当会社は本店を <u>東京都中央区</u> に置く。	(本店の所在地) 第3条 当会社は本店を <u>名古屋市</u> に置く。
第4条 (条文省略)	第4条 (現行どおり)
(公告方法) 第5条 当会社の公告は、東京都において発行 する日本経済新聞に掲載して行う。	(公告方法) 第5条 当会社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告によることができない場合には、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。
第6条~第43条 (条文省略)	第6条~第43条 (現行どおり)
(新設)	(附則) 第3条の規程の変更は、平成22年6月29日に 開催される取締役会において決定する本店移転 日をもって効力を生ずるものとする。なお、本附 則は、本店移転日をもって効力発生後これを削 除する。

以上